



# 来て おのまち住宅取得支援事業

小野町では、移住・定住の促進と地域の活性化を図るため、町内に住宅を取得し定住される方を対象に取得費の一部を補助します。



## ◇◇◇ 補助対象者 ◇◇◇

- 1 令和4年4月1日以降に新規取得した住宅の所有者であること
  - 2 補助対象者及び同居する世帯員が対象住宅の所在地に住民登録をしていること
  - 3 補助対象者及び同居する世帯員に市町村税等の滞納がないこと
  - 4 補助金交付後対象住宅に定住すること
- (※対象住宅に2人以上の補助対象者がある場合は、補助金の交付を申請することができるのは、そのうち1人となります。)

県外から移住の方は要件が合えば県補助金の加算があります。

### 移住された方

#### 移住者住宅取得支援補助事業

##### 新築住宅取得※建売含む

基本額	30万円
加算額 ◆移住者年齢要件加算	10万円
※39歳以下	
◆町内業者利用加算	10万円
◆子育て加算	10万円
※町内利用商品券	

#### 移住者中古住宅取得支援補助事業

##### 中古住宅取得

基本額	15万円
加算額 ◆移住者年齢要件加算	10万円
※39歳以下	
◆子育て加算	10万円
※町内利用商品券	

39歳以下の方が対象となります。

### 小野町にお住まいの方

#### 若者住宅取得促進補助事業

##### 新築住宅取得※建売含む

基本額	30万円
加算額 ◆町内業者利用加算	10万円
◆子育て加算	10万円
※町内利用商品券	

#### 若者中古住宅取得促進補助事業

##### 中古住宅取得

基本額	15万円
加算額 ◆子育て加算	10万円
※町内利用商品券	

## ◇◇◇ 問い合わせ ◇◇◇

### 小野町役場企画政策課

電話 0247-72-6939 / FAX0247-72-3121  
Mail kikakuseisakuka@town.ono.fukushima.jp



## Case 1

県外からの39歳以下の義務教育修了前の子のある世帯の移住者で、町内業者により新築住宅を取得した場合

基本額	加算額 ①	加算額 ②	加算額 ③	県補助金 (町の補助額と同額を加算) 50万円
30万円 (町外移住)	10万円 (年齢)	10万円 (町内業者)	10万円 商品券	基本額+加算①+加算②※

※県補助金の要件で重複するため、加算①と加算③は一方のみが対象となります。

**100万円+10万円分の商品券**

### 加算額

- ① = 移住者年齢要件加算
- ② = 町内業者利用加算
- ③ = 子育て加算

## Case 2

県内からの39歳以下の義務教育修了前の子のある世帯の移住者で、町内業者により新築住宅を取得した場合

基本額	加算額 ①	加算額 ②	加算額 ③
30万円 (町外移住)	10万円 (年齢)	10万円 (町内業者)	10万円 商品券

**50万円+10万円分の商品券**

## Case 3

町内在住で39歳以下の義務教育修了前の子のある世帯が新築住宅を取得した場合

基本額	加算額 ③
30万円 (町内在住)	10万円 商品券

**30万円+10万円分の商品券**

## Case 4

町内在住で39歳以下の世帯が中古住宅を取得した場合

基本額
15万円 (町内在住)

**15万円**

申請方法など詳しくは、  
町ウェブサイトをご確認いただくか、  
小野町役場企画政策課まで  
お問い合わせください。

